

村上市一般封筒への広告募集要項（令和 9 年度版）

村上市では、市が使用する一般封筒に民間企業などの広告を掲載することにより自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、一般封筒の有料広告事業を行います。一般封筒は、村上市が市民の方に様々なお知らせをさせていただくときに使用する封筒で、年間を通して使用するため高い宣伝効果があります。

この機会に、「市の一般封筒」への有料広告をご利用ください。なお、広告掲載者（以下「広告主」という。）の皆さまから頂く広告掲載料は、一般封筒の作成経費に使わせていただきます。

1 広告の規格・掲載料など

広告掲載する媒体	広告掲載枠の規格	作成予定枚数	募集広告 枠数	広告掲載料 （1 枠）
洋形 4 号封筒 裏面	縦 40mm×横 60mm 単色刷（市名入り封筒の 表面の刷色と同色）	165,000 枚	3 枠	90,000 円
長形 3 号封筒 裏面	縦 45mm×横 90mm 単色刷（市名入り封筒の 表面の刷色と同色）	60,000 枚	4 枠	50,000 円
角形 2 号封筒 裏面	縦 60mm×横 90mm カラー（4 色刷）	23,000 枚	6 枠	30,000 円

- ・ 広告掲載位置などの詳細は、別紙の仕様書をご確認ください。
- ・ 広告掲載期間は概ね 1 年間ですが、前回作成した封筒がなくなり次第使用を開始し、今回作成する封筒を消費するまでの期間となります。

【令和 9 年度予定】

封筒発注時期：令和 8 年 1 2 月予定（納品予定：令和 9 年 3 月）

封筒使用開始時期：令和 9 年 4 月～6 月頃（封筒サイズにより異なる）

封筒使用終了時期：令和 1 0 年 3 月（消費に至らない場合は、消費し終えるまで引き続き使用）

- ・ 広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含んだ金額です。
- ・ 広告欄外に次の文章が入りますのでご了承ください。

「村上市では、市の自主財源を確保し、地域経済の活性化等を図ることを目的に、この封筒に有料で広告を掲載しています。令和9年3月現在の内容です。」

2 掲載できない広告

次の項目に該当するものは掲載できません。

- ・公共性を損なうおそれのあるもの
- ・法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・政治又は宗教に関するもの
- ・公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの

3 広告掲載の募集及び申込み

(1) 募集期間

令和8年10月1日（木）から10月30日（金）まで ※郵送必着

※持参の場合 閉庁日を除く午前8時30分～午後5時15分

(2) 申し込み

「村上市一般封筒広告掲載申込書（様式第1号）」に、以下の書類を添付して市へ提出してください。提出方法は、直接または郵送、Eメールのいずれかでお願いします。

【添付書類】

①掲載する広告の見本（紙媒体と電子データ）

※紙媒体は申込書に添付。電子データ（GIF、JPEG または PNG 形式）は、Eメールで送信するか CD-R に保存して指定する期日までに提出してください。（提出した媒体は返却しません。）

②企業又は事業の概要が分かるもの（会社概要、企業案内パンフレットなど）

※前年度掲載者で、内容に変更がない場合は不要

③村上市有料広告掲載に関する基準第4条第10号に該当しないことを誓約する書面

※申込書は、財政課に備え付けてあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

4 広告掲載の決定

(1) 審査と掲載の決定

村上市有料広告掲載要綱の規定により審査、掲載の可否を決定します。決定した内容は村上市一般封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）又は村上市一般封筒広告非掲載決定通知書（様式第3号）により通知します。

(2) 募集枠数を超えた場合

募集枠数を超えて応募があった場合は、以下の優先順位により決定します。

優先順位	広告を掲載する者
1	国、地方公共団体、公団、公社、公益的法人その他非営利団体
2	民間企業のうち、電気、ガス、公共交通、医療、教育、文化、報道その他の公共性を有する企業
3	前号の規定に該当しない企業等で、市内に事業所を有する民間企業又は自営業者
4	その他市長が適当であると認めるもの

優先順位による決定ができない場合については抽選により決定します。

抽選は、指定する日時に抽選対象となる応募事業者等によるくじ引きを行い決定します。都合により来庁できない事業者等又はくじ引きに応じない事業者等があるときは、募集事務に関係のない本市職員が代理でくじ引きを行いますが、その結果に対して異議の申し立てはできません。

5 広告掲載料の納入

広告主は、掲載決定後、広告掲載料を指定する期日（令和8年12月予定）までに、市の発行する納入通知書により一括納入してください。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

6 その他

- (1) 提出された広告の電子データを、そのまま「一般封筒」に掲載します。校正はしませんので、あらかじめ内容に誤りがないようご注意ください。
- (2) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- (3) 次の場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。広告掲載の決定を取り消したときは、すでに納付した広告掲載料は返還しません。また、封筒作成に係る経費が発生している場合は、その損害を補填していただきます。
 - ① 虚偽の申込みによって広告掲載の決定がなされたとき
 - ② 指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき
 - ③ 広告主が、広告掲載の決定後、要綱の規定に反する業種や事業者となったとき

7 要綱や基準など

掲載できない業種や広告内容の具体的な基準を定めています。

詳しくは下記をご確認いただくか、財政課契約検査室へお問い合わせください。

- ・村上市有料広告掲載要綱
- ・村上市有料広告掲載に関する基準

8 お申込み・お問い合わせ

村上市財政課 契約検査室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

Tel : 0254-75-8923 Fax : 0254-52-2570

E-Mail : zaisei-kk@city.murakami.lg.jp